



横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判および 労働審判の実施を求める要望

| | |
|-----|--|
| 概要 | 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について、次の通り要望活動を行います。 |
| とき | 2月16日（金） ①午後3時30分～3時50分 ②午後4時15分～4時30分 |
| ところ | ①法務省（東京都千代田区霞が関1-1-1） ②最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2） |
| 内容 | <p>別添要望書「横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について」の通り</p> <p>【合議制裁判とは】</p> <p>3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判よりも、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされます。</p> <p>具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などの重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身柄を拘束する決定（勾留決定）に対する異議申し立て手続（準抗告）も合議で行われなければなりません。</p> <p>民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。</p> <p>【労働審判とは】</p> <p>解雇や給料の不払いなど、個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル（個別労働関係民事紛争）を対象として、裁判官1人に労使専門家2人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、原則3回以内の期日での迅速、適正かつ実効的な解決の実現を目指す紛争解決制度のことをいいます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 要望先 | ①法務大臣 小泉龍司氏 ②事務総局 総務局第一課長 長田雅之氏 |
| 要望者 | 横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会 ○会長 相模原市長 本村賢太郎氏 座間市長 佐藤弥斗氏 ○副会長 神奈川県弁護士会相模原支部支部長 齋藤守氏 ○幹事 神奈川県弁護士会相模原支部地域司法改革委員会会長 眞木康州氏 ○事務局 神奈川県弁護士会副会長 橋本訓幸氏 |
| 同席者 | 衆議院議員 甘利明氏 衆議院議員 あかま二郎氏 ※当日の公務の状況により変更になる場合があります。 |
| 取材 | ・冒頭（法務大臣への要望書の手交）のみ公開します。 ・最高裁判所での要望活動は公開しません。 ・取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。 ・取材をする場合は、2月15日（木）正午までに受付担当（電話番号：046（252）8218）へお申し込みください。 ※当日の集合場所は、市民広聴課へお問い合わせください。 |
| 問い合わせ先 | 総合政策部 市民広聴課 市民広聴係 TEL 046（252）8218 FAX 046（252）0220 |

